

# 一般社団法人日本理科教育学会 2020年度第5回理事会議事録

1. 日時 2021年3月27日(土) 13時00分～16時00分
2. 開催方法 オンライン会議システムを利用
3. 出席役員数 理事総数23名 出席理事17名 監事総数2名 出席監事2名

## 4. 出席者

理事 稲垣成哲 藤井浩樹 益田裕充 岡田 努 佐藤寛之  
松原道男 荻原 彰 石塚 亙 栢野彰秀 中城 満  
松森靖夫 久保田善彦 中山 迅 山下修一 栗原淳一  
平田昭雄 山口悦司  
監事 三崎 隆 和田一郎  
オブザーバ 出口明子

## 5. 報告事項

- 第1号報告 事務局報告の件(資料1-1-1～1-1-7)  
第2号報告 会長候補者への会員の意向調査の件(資料1-2)  
第3号報告 2021年度・第71回全国大会(群馬大会)準備状況(資料1-3-1～1-3-3)  
第4号報告 2022年度・第72回全国大会(北海道大会)準備状況  
第5号報告 委員会報告  
(1)「理科教育学研究」編集委員会(資料1-5-1)  
(2)「理科の教育」編集委員会(資料1-5-2)  
(3)教育課程委員会  
(4)国際交流委員会(資料1-5-4)  
(5)広報委員会(資料1-5-5)  
(6)学術連携委員会(資料1-5-6)  
第6号報告 タスクフォース等報告  
(1)財務改善タスクフォース(資料1-6-1)  
(2)支部活性化タスクフォース(資料1-6-2)  
(3)若手育成タスクフォース(資料1-6-3)  
第7号報告 支部報告  
(1)北海道 (2)東北 (3)関東 (4)北陸 (5)東海  
(6)近畿 (7)中国 (8)四国 (9)九州  
第8号報告 教科教育学コンソーシアム報告(資料1-8-1～1-8-4)

## 6. 決議事項

- 第1号議案 委員会設置の件(資料2-1-1～2-1-2)  
第2号議案 70周年記念出版の件(資料2-2-1～2-2-2)  
第3号議案 シニア活性化の件(資料2-3-1～2-3-2)  
第4号議案 2020年度第6回理事会の招集の件

## 7. 議事の経過の概要

定刻に至り、オンライン会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が相互にできる仕組みとなっていることを確認した。定款34条に基づき稲垣成哲会長が議長となり、挨拶の後、本日の理事会は理事及び監事の出席

数が定款第 35 条に規定する定足数を満たしているので、本会が有効に成立していることを報告した。

## 第 1 号議案 委員会設置の件

議長より、資料 2-1-1 に基づき、一般社団法人日本理科教育学会次世代企画委員会の設置と同委員会規程の提案がなされた。続いて、資料 2-1-2 に基づき、一般社団法人日本理科教育学会ダイバーシティ推進委員会の設置と同委員会規程の提案がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

### 記

#### 一般社団法人日本理科教育学会次世代企画委員会規程

2021 年 3 月 27 日制定

##### (設置)

第 1 条 定款第 44 条に基づき、本会に一般社団法人日本理科教育学会次世代企画委員会(以下「本委員会」という)を置く。

##### (目的)

第 2 条 本委員会は、本会における次世代企画のための諸活動の企画、立案、実施などに関する実務を行うことを目的とする。

##### (組織)

第 3 条 本委員会は、委員長 1 名、委員若干名を以て組織する。

2 本委員会が特に必要と認めた時は、副委員長を置くことができる。

3 本委員会が特に必要と認めた時は、幹事を置くことができる。

##### (任免及び任期)

第 4 条 委員長は、会員のうちから会長が推薦し、理事会の決議を経て、会長が任免する。

2 副委員長、委員及び幹事は、会員のうちから委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任免する。

3 委員長、副委員長、委員、幹事の任期は、2 会計年度とし、再任は妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (会議)

第 5 条 本委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

3 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。

4 委員会には、委員長が必要と認める時、委員以外の者の出席を求めることができる。

##### (業務)

第 6 条 本委員会は、第 2 条の次世代企画にかかわる目的達成のために次の業務を行う。

(1) 次世代企画にかかわる情報収集・交換・発信に関すること。

(2) 次世代企画にかかわるシンポジウム・セミナー等の開催。

(3) 新たな着想による次世代向け学会諸活動の企画、立案、実施に関する事項。

(4) その他必要な業務。

##### (計画・予算)

第 7 条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

##### (報告)

第 8 条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第9条 この規定は、理事会の決議によって改廃することができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本委員会の詳細については、理事会が定める。

附則 この規定は、2021年7月1日より施行する。

以上

## 記

### 一般社団法人日本理科教育学会ダイバーシティ推進委員会規程

2021年3月27日制定

(設置)

第1条 定款第44条に基づき、本会に一般社団法人日本理科教育学会ダイバーシティ推進委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、本会におけるダイバーシティ推進のための諸活動の企画、立案、実施などに関する実務を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

2 本委員会が特に必要と認めた時は、副委員長を置くことができる。

3 本委員会が特に必要と認めた時は、幹事を置くことができる。

(任免及び任期)

第4条 委員長は、会員のうちから会長が推薦し、理事会の決議を経て、会長が任免する。

2 副委員長、委員及び幹事は、会員のうちから委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任免する。

3 委員長、副委員長、委員、幹事の任期は、2会計年度とし、再任は妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 本委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

3 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。

4 委員会には、委員長が必要と認める時、委員以外の者の出席を求めることができる。

(業務)

第6条 本委員会は、第2条のダイバーシティ推進にかかわる目的達成のために次の業務を行う。

(1) ダイバーシティ推進にかかわる情報収集・交換・発信に関すること。

(2) ダイバーシティ推進にかかわるシンポジウム・セミナー等の開催。

(3) 新たな着想によるダイバーシティ推進にかかわる学会諸活動の企画、立案、実施に関する事項。

(4) その他必要な業務。

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委

員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第9条 この規定は、理事会の決議によって改廃することができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本委員会の詳細については、理事会が定める。

附則 この規定は、2021年7月1日より施行する。

以上

## 第2号議案 70周年記念出版の件

議長の指示により、70周年記念出版の準備を会長より依頼されていた和田一郎監事より、資料2-2-1に基づき、70周年記念出版の企画の説明がなされた。続いて、議長より、資料2-2-2に基づき、70周年記念出版に関するタスクフォース「一般社団法人日本理科教育学会創立70周年記念出版事業会」の設置及び構成についての提案がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

## 第3号議案 シニア活性化の件

議長より、資料2-3-1に基づき、シニア活性化のためのフェロー制度の提案がなされた。その後、議長より、資料2-3-2に基づき、一般社団法人日本理科教育学会フェロー制度規程の提案がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

続いて、議長より、資料2-3-1に基づき、シニア会員についての説明がなされた。年齢や会費の年額や「理科の教育」送付などに関する意見が具申され、次回以降の理事会において継続審議することとなった。

## 記

### 一般社団法人日本理科教育学会フェロー制度規程

2021年3月27日制定

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人日本理科教育学会正会員を対象としたフェロー制度について定める。

(目的)

第2条 理科教育学とその関連分野における学識に優れ、責任ある立場で長年にわたり指導的な役割を果たすと同時に、本会の発展に顕著な貢献をした本会正会員に日本理科教育学会フェロー（以下「フェロー」という）の称号を与え、もって、会員の地位向上・諸活動をより円滑にし、本会のより一層の活性化を図ることを目的とする。

(身分)

第3条 フェローは称号であって会員の種別としない。

(資格要件)

第4条 フェローの称号を受ける資格は、本会正会員として15年以上在籍し、以下のいずれかに該当している現在活動中の正会員とする。ただし、役員（理事、監事）および評議員の任期中のものには資格がない。

(1) これまでに理科教育学とその関連分野に顕著な貢献があること。

(2) 本会の発展に特に顕著な貢献があること。

(推薦方法・時期)

第5条 フェロー候補者の推薦は、所定の書類に必要事項を記載の上行う。なお、推薦時

期は、役員の任期に合わせたものとし、新役員に交代する定時評議員会の前までとする。推薦方法は次のいずれかとする。

- (1) 支部による推薦
  - (2) 会長による推薦
- (審査)

第6条 フェロー候補者を選考するためにフェロー審査委員会（以下「審査委員会」という）を理事会の直属機関として設置する。

2 審査委員会の構成は、原則として、次の通りとする。

- (1) 委員長：副会長1名
- (2) 委員：副会長1名、フェロー経験者2名、事務局担当理事

3 審査委員会の構成員は、会長が選任し、理事会で承認を得るものとする。

4 審査委員会の構成員の任期は、原則として、役員の任期と同一の年度とする。

5 審査委員会は、選考結果を理事会に報告し、承認を得る。

6 選考の基準、その他の必要事項については、審査委員会が定める。

(認定)

第7条 理事会は審査委員会の報告を受けフェローを認定し、フェローの称号を授与する。

(責務)

第8条 フェローの称号を得た正会員は、理科教育学とその関連分野における傑出した専門家であることを自覚し、本会において指導的正会員として、学会の諸活動に能動的に参画し、本会の目的の達成のために率先して努力する責務を負うものとする。

(選出規模)

第9条 フェローの人数は、正会員数の約2～3%とする。

(任期)

第10条 フェローの任期は、役員等（理事、監事、評議員）の任期（2年）と同様にし、原則として2期を限度として重任を妨げない。

(返上)

第11条 第8条の責務の遂行が不可能となったときは、本人の申し出によりフェローの称号を返上することができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、フェロー制度の詳細については、理事会が定める。

附則 この規程は、2021年7月1日より施行する。

以上

#### 第4号議案 第6回理事会招集の件

議長の指示により、事務局山口悦司理事から、第6回理事会の開催日時、開催方法、決議事項、報告事項についての説明がなされた。審議の結果、開催日時と開催方法については2021年6月26日（土）13時00分よりオンライン会議システムを利用して開催すること、決議事項については2021年度事業計画及び収支予算の件等とすることを全員異議なく承認可決した。

以上をもって議事が終了したので、議長は閉会を宣し、16時00分散会した。